

津市プレミアム付デジタル商品券取扱店募集要項

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本要項は、本市が津市プレミアム付デジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）の発行、販売等を行う事業（以下「デジタル商品券発行事業」という。）の実施によって、対象商品の代金の支払いを受ける取扱店の取扱いについて定める。

2 取扱店は、本要項の内容を十分に理解し、本要項に同意した上で、デジタル商品券による対象商品の代金決済（以下「本サービス」という。）を利用するものとする。

(定義)

第2条 本要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱店 本市の区域内に存する事業者で、本市へ申し込みを行い、取扱店として登録された店舗をいう。

(2) 対象商品 取扱店によって販売される商品又は提供されるサービスをいう。ただし、本市が別表にて示すものは除く。

(3) 利用者 デジタル商品券を購入して利用する者をいう。

(4) 利用者アカウント 利用者が登録し、デジタル商品券を購入、使用及びそれらの履歴を確認することができる利用者の権利をいう。

(5) デジタル商品券 本市が令和4年7月19日から発行する電磁的記録方式の前払式支払手段をいう。

(6) 本市システム デジタル商品券発行事業の実施のため、本市が提供するシステムをいう。

第2章 取扱店に関すること

(取扱店の申込み及び登録)

第3条 取扱店となることを希望する者は、本要項に同意の上、本市に対し申込みを行う。

2 本市は、前項に基づいて提出された申込みについて、審査を行った上、取扱店となることを希望する者に対して取扱店登録決定通知及び店舗識別番号を通知するとともに、次の各号に掲げる取扱店キットを提供する。

(1) 店舗識別番号読み取り用二次元コード

(2) 運営マニュアル

(3) PRステッカー

(4) PR用のぼり

(5) その他市長が必要と認めるもの

3 本市は取扱店登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱店登録を拒否することができる。

(1) 店舗が本市の区域内に存していない場合

(2) 別表に示すもののみ取り扱っている場合

(3) 取扱店登録の申込みを行う際に誓約・同意事項に誓約又は同意しない場合

(4) その他市長が取扱店登録を行うのに適当でないと認める場合

(取扱店への通知)

第4条 取扱店への通知は、あらかじめ取扱店が届け出た宛先に、送付又は送信することによって行う。

2 取扱店は、取扱店登録の申し込み時に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその旨を本市に届け出なければならない。

- 3 前項に規定する届出が遅延したこと、又は、届出が行われないことにより、本市からの通知又はその他送付書類、第12条第1項に規定する精算金が延着し、又は到着しなかったことにより、取扱店に損害等が生じた場合、本市は責任を負わない。

(取扱店としての遵守事項)

第5条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店は、利用者が対象商品の決済にデジタル商品券を利用した場合は、当該利用者が当該対象商品の代金を支払ったとして取り扱わなければならない。
- (2) 取扱店は、対象商品についてのみ本サービスを利用することができる。
- (3) 取扱店は、業態が変更されるなど、その提供する対象商品を含む物品、役務を著しく変更した場合又は本サービスの利用開始時に確認した事項に著しい変更があった場合は、遅滞なく本市に届出するものとする。
- (4) 取扱店は、自己の責任において対象商品の決済に関する利用者からの問い合わせ又は苦情等に対応するものとする。
- (5) 取扱店は、商品の提供に関し、特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）、資金決済に関する法律（平成21年6月24日号外法律第59号）その他の法令等に違反してはならない。
- (6) 取扱店は、自ら作成又は管理するウェブサイトや広告物等において、利用者に誤認を与える表示をしてはならない。
- (7) 取扱店は、自ら作成又は管理するウェブサイトや広告物等において、デジタル商品券により対象商品の決済を行うことができる旨表示したときは、デジタル商品券の利用を拒むことはできない。ただし、デジタル商品券が不正に取得されたとき、不正に取得されたデジタル商品券であることを知りながら使用したときはこの限りでない。
- (8) 取扱店は、利用者がデジタル商品券により対象商品の決済を行おうとする場合は、現金その他の支払手段で行う決済より不利な取扱いを行ってはならない。

(取扱店の禁止行為)

第6条 取扱店は、本サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不正な方法によりデジタル商品券を取得させ、又は不正な方法で取得されたデジタル商品券であることを知ってデジタル商品券による決済を行う行為
- (2) 利用者アカウント又はデジタル商品券を複製、偽造若しくは変造させたデジタル商品券であることを知ってデジタル商品券による決済を行う行為
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (4) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
- (6) 本市又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
- (7) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿又は送信する行為
- (8) 本市又は第三者になりすます行為若しくは意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (9) デジタル商品券を、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (10) デジタル商品券を譲渡する行為
- (11) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
- (12) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
- (13) 個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (14) 本市のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用して本サービスを不正に操作する行為、本市システムの不

具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、本市に対し不当な問い合わせ又は要求をする行為、その他本市による事業の運営又は利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為

(15) 上記のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為

(16) その他、本市が不相当と認める行為

(取扱店登録の期間)

第7条 取扱店登録の期間は、登録が完了した日から6か月間とする。ただし、精算の完了が6か月を超える場合は精算が完了する日を登録の期間の満了日とする。

2 取扱店は、取扱店登録の期間中であっても、あらかじめ本市に対して申入れを行うことにより、取扱店登録を取り消すことができる。

(登録店登録の取消し)

第8条 本市は、取扱店が次の各号に該当する場合、取扱店に対し催告その他の手続を要することなく、取扱店登録を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する遵守事項に違反したとき

(2) 第6条に規定する禁止行為を行ったとき

(3) 第16条第1項に規定する調査に合理的な理由なく応じないとき

(4) 前3号に記載する場合のほか、本要項に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、その期間内に違反を是正しないとき

(5) 手形又は小切手の不渡りがあったとき若しくは支払停止になったとき

(6) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(7) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき

(8) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき

(9) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき

(10) その他信用状態に不安が生じ、又は取扱店契約を継続し難い事由が生じたとき

(11) 前各号の事由が生じるおそれがあると本市が合理的に判断したとき

(取扱店登録の期間終了後の措置)

第9条 取扱店登録の期間が終了した場合、取扱店は本市システムを含む本サービスの利用を停止するものとし、PRステッカー等の掲示を中止し、取扱店が自ら作成したウェブサイトや広告物等から本市およびデジタル商品券発行事業に関する記述を削除又は終了した旨を周知しなければならない。

(譲渡禁止等)

第10条 取扱店は、取扱店としての地位、又は取扱店登録から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならない。

(デジタル商品券での決済)

第11条 利用者は、デジタル商品券で対象商品の購入を行う場合、デジタル商品券での支払いを指定する。

2 前項の規定に基づき利用者がデジタル商品券での支払いを指定し、当該対象商品の価格が利用者アカウントで保有しているデジタル商品券の残高の範囲内である場合は、取扱店による購入代金確認後、利用者が当該代金分のデジタル商品券の残高を利用者アカウントから減少させる。

3 取扱店は、利用者アカウントの支払い完了画面の確認をもって利用者との間の決済が完了したものとする。

(精算)

第12条 本市は、取扱店に対し、利用者がデジタル商品券で代金決済した金額のうち、毎月1日から15日まで又は毎月16日から月末までの期間における決済合計額（以下「精算金」という。）を支払う。

2 精算金は、毎月15日及び月末の締め日から銀行の5営業日後に支払う。ただし、支払日が銀行休業日に該当するときは、翌営業日を支払日とする。

(本市による個人情報の取扱い)

第13条 本市が、取扱店から取得した個人情報は、津市個人情報保護条例(平成18年1月1日条例第24号)等関係法規を遵守し、適切に取り扱う。

第3章 システムに関すること

(システムの使用等)

第14条 取扱店は、本サービスに関する本市システムを使用するにあたって、取扱店が自己の費用と責任において選択した電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとする。

2 取扱店は、本市システムを複製、修正、改変又は解析してはならない。

3 取扱店は、本市システムを第三者に貸与又は利用させてはならず、その利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならない。

(サービスの中止・中断等)

第15条 本市は、システム保守、通信回線・通信手段・コンピュータの障害などにより本サービスにかかる本市システムの中止又は中断の必要がある場合は、取扱店に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を中止若しくは中断することがある。本市は、これにより登録店に損害等が生じた場合、責任を負わない。

2 本市は、本市システムに障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努める。ただし、本市は、これにより取扱店に損害等が生じた場合、責任を負わない。

第4章 その他

(調査)

第16条 本市は、取扱店が本要項に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、取扱店に対し、資料の徴収や監査等本市が必要と認める調査を行うことができる。

2 取扱店は、本市がデジタル商品券の利用状況等本サービスに関して調査を行う場合、これに必要な協力を行うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 自己又は自店の役員(受注者が、法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいう。)等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 取扱店は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限らない。）をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本市の信用を毀損し、又は本市の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

3 本市は、取扱店が前2項のいずれかに違反することが判明した場合、催告を要することなく取扱店登録を取り消すことができる。

4 本市は、前項の規定により取扱店登録を取り消した場合、それによって取扱店に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負わない。

（損害賠償等）

第18条 取扱店が、本要項の違反により本市又は利用者に損害を与えた場合は、一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含むが、これらに限らない。）を本市又は利用者に賠償する責任を負わなければならない。

2 取扱店は、取扱店の営業（取扱店サイト等の運営、対象商品の販売又は提供を含むが、これらに限らない。）に関連して利用者を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」という。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して本市が損害を被った場合は、その全ての損害を賠償する責任を負う。

3 第8条各号の事由が生じた登録店は、本要項に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、当該債務を一括して本市に支払うとともに、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

4 本市は、取扱店が本要項に違反している場合は、取扱店に対する精算金の支払いの留保又は拒絶、支払済みの精算金がある場合はその返還を求めることができる。

5 本市は、取扱店が本要項のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合、取扱店に事前に通知することなく、以下に規定する措置の一方又は双方の措置をとることができる。本市は、これにより取扱店に損害等が生じた場合、責任を負わない。

(1) 本サービスの全部又は一部についての中止又は中断等の措置

(2) 当該取扱店における利用者の本サービスの利用について精算を留保する等の措置
（遅延損害金）

第19条 取扱店は、損害賠償に伴う債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率14.6%の遅延損害金を支払うものとする。この場合の計算方法は年365日の日割り計算とする。

（免責等）

第20条 天災事変、戦争、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線若しくは諸設備の故障、その他本市および取扱店の責めに帰することのできない事由に起因する損害は、本市および取扱店は互いに責任を負わない。

2 前項に掲げる事由を問わず、取扱店登録を継続することが困難となり、若しくはそのおそれが生じ、又は取扱店登録に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、取扱店は本市にその旨を通知して協議を行う。

3 本市は、利用者と取扱店との間の対象商品の決済又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わない。

4 デジタル商品券が利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、利用者と取扱店との間で解決しなければならない。

（変更又は廃止）

第21条 本市は、相当の事由があると判断した場合は、取扱店の事前承諾を得ることなく、本要項を変更又は廃止することができるものとする。

2 本要項を変更したときは、取扱店に通知し、又はデジタル商品券発行事業に係る特設サイトにて周知する。

(疑義等の解決)

第22条 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従って解決を図る。

附 則

この要項は、令和4年6月15日から施行する。

別表

| 区分 | 商品等 |
|---|---|
| 換金性・投機性の高いもの | 商品券・切手・図書券等の金券、電子マネーへのチャージ、土地・家屋などの不動産、有価証券等の個人の出資や宝くじ等 |
| 国や地方公共団体等への支払い | 税、公共料金等 |
| 消費の拡大につながらないもの | 手数料、診療費・治療費等、医療保険・介護保険料の負担金等 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの | 店舗型・無店舗型性風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業等 |
| その他、販売や提供が法令等に違反するものやデジタル商品券発行事業の趣旨にそぐわないもの | たばこ、パチンコなどのギャンブル、事業活動に伴い発生した支払、宗教活動、政治活動等にかかわるもの、その他、本市がデジタル商品券発行事業の趣旨にそぐわないと判断したもの |